

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金・授業料減免） 在学採用の募集について

高等教育の修学支援新制度により、日本学生支援機構の給付奨学金と合わせて、授業料減免が受けられます。また、令和7年4月から多子世帯への支援が拡充されています。（多子世帯とは、生計維持者が扶養する子どもが3人以上の世帯を指します。）

年間2回（春季、秋季）の申込機会があります。希望する方は、保護者等、学費出資者の方と相談の上、申込みをしてください。

給付奨学金案内



1 減免後の額及び給付月額 《電子版 給付奨学金案内 p15～18》

採用となった場合、本学では、次のいずれかの区分の支援が受けられます。

区分		入学料※1		授業料 (年額)	給付奨学金（月額）※3	
		広島県内者	それ以外		自宅通学※2	自宅外通学
正規の納入額		282,000円	394,800円	535,800円	-	-
第Ⅰ区分	全額免除	0円	112,800円	0円	29,200円 (33,300円)	66,700円
第Ⅱ区分	2/3免除	94,000円	206,800円	178,600円	19,500円 (22,200円)	44,500円
第Ⅲ区分	1/3免除	188,000円	300,800円	357,200円	9,800円 (11,100円)	22,300円
第Ⅰ区分 (多子世帯)	全額免除	0円	112,800円	0円	29,200円 (33,300円)	66,700円
第Ⅱ区分 (多子世帯)					19,500円 (22,200円)	44,500円
第Ⅲ区分 (多子世帯)					9,800円 (11,100円)	22,300円
第Ⅳ区分 (多子世帯)					7,300円 (8,400円)	16,700円

※1 入学前又は入学後の春季に採用となった場合、入学金の減免が受けられます。入学年の途中から又は入学2年目以降に採用された場合は、遡って入学金を減免することはできません。

※2 生活保護世帯の方及び児童養護施設等から通学する方は、自宅通学の（ ）内の金額。

※3 多子世帯のうち、資産額が5,000万円以上3億円未満の場合、給付奨学金の支給はありません。（授業料等減免のみの支援）

※4 第一種奨学金の貸与を受ける人は、現在の月額から減額又は増額されることがあるので注意してください。第Ⅰ区分、第Ⅱ区分で採用された場合、第一種奨学金は受給できません。

※5 適格認定の結果、支援区分が変更される場合があります。減免の継続願の提出などが別途必要になりますので、各種手続については、掲示や県大ポータル等により連絡します。

2 奨学金及び減免の開始始期

令和7年4月

(1) 給付奨学金

初回振込日 7月11日（金）（4～7月分をまとめて振込）

※自宅外通学の方は、提出した自宅外通学証明書類の審査が不備なく完了するまでは、「自宅通学」の金額での支給となります。審査終了後、遡及して自宅外月額を支給します。

※経済事情により6月の初回交付を希望する方は、4月11日（金）までにキャンパス教学課まで申し出てください。その場合、申込期間が短くなるため、注意してください。

(2) 授業料減免

令和7年度前期分（4月～9月）から対象

3 申込資格、選考基準等

令和7年度に本学に在籍する学部生（外国籍の留学生を除く）で、次の(1)～(3)の学業成績や家計の経済状況等の要件のいずれにも該当すること。

(1) 学業成績等に関する基準 ≪電子版 給付奨学金案内 p 8≫

学業成績等に係る基準は以下のとおりです。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定における「廃止」に該当する場合は、支給対象外となります。

学年	各学年において、次のいずれかに該当すること
1 年次	① 高等学校等における評定平均値が 3.5 以上の者（※1） ② 高等学校卒業認定試験を合格した者 ③ 学修計画書により学修意欲が確認できる者
2 年次	① 1 年修了時の通算 GPA が上位 1/2 以上（※2） ② 1 年修了時の修得単位数が 31 単位以上 かつ学修計画書により学修意欲が確認できる者
3 年次	① 2 年修了時の通算 GPA が上位 1/2 以上（※2） ② 2 年修了時の修得単位数が 62 単位以上 かつ学修計画書により学修意欲が確認できる者
4 年次	① 3 年修了時の通算 GPA が上位 1/2 以上（※2） ② 3 年修了時の修得単位数が 93 単位以上 かつ学修計画書により学修意欲が確認できる者

※1 高等学校等における評定平均値が 3.5 以下の方は、学修計画書を提出する必要があります。

※2 GPA は大学が判定します。GPA が上位 1/2 未満かつ修得単位数の要件を満たす方には、学修計画書を提出する必要があります。

(2) 家計の経済状況に関する基準 《電子版 給付奨学金案内 p 9～13》

次の「①収入に関する基準」及び「②資産に関する基準」のいずれにも該当する必要があります。

① 収入に関する基準

住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯であること。今回の募集では **2023 年（1 月 1 日～12 月 31 日）の収入情報**に基づき審査を行います。

「進学資金シミュレーター」で制度の対象が確認しましょう！

収入基準（減免額算定基準額）については、日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」で、あなたの世帯構成で収入基準に該当するかどうかのおおよその目安として確認できます。

日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

「奨学金選択シミュレーション」→「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」でシミュレーションしてください。



《シミュレーションにあたっての注意事項》

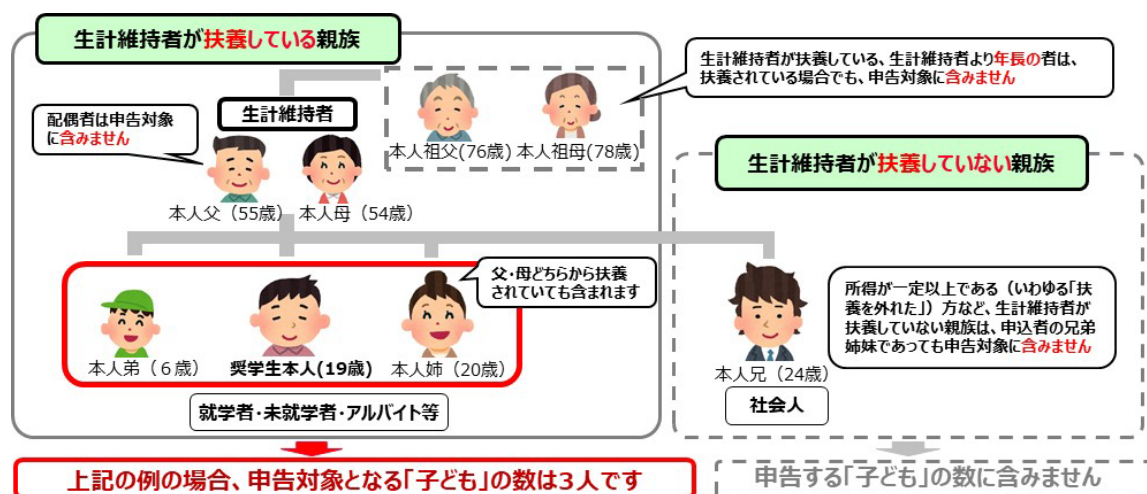
- 給与収入等を入力する必要がありますので、給与や公的年金の収入金額は源泉徴収票や住民税課税決定通知書（特別徴収税額の通知書）、それ以外の所得金額は確定申告書等で確認することができます。書類を手元に準備したうえで、シミュレーションを行ってください。

●多子世帯の支援 《電子版 給付奨学金案内 p 17・18》

多子世帯とは、生計維持者が扶養する子どもが3人以上を指します。今回の募集では **2023 年 12 月 31 日時点**の課税情報をもとに子どもの数が確認されますが、別途申告することにより子どもに含める場合があるため、教務課窓口で相談してください。

※学生の兄弟姉妹であっても、所得が一定以上である（いわゆる扶養を外れた）方など、生計維持者が扶養していない親族は対象ではありません。

※学生の祖父母、兄弟姉妹以外にも生計維持者が扶養している者がいる場合は、個別に大学にお問い合わせください。



② 資産に関する基準

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が 5,000 万円未満であること。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等）や、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地・建物等の不動産は対象となりません。

(3) その他の要件 《電子版 給付奨学金案内 p 6・7・14》

次の「①入学時期に関する要件」及び「②国籍・在留資格等に関する要件」のいずれにも該当する必要があります。

① 入学時期に関する要件

高校卒業後から大学への入学まで 2 年経過していない等、大学に入学した日までの期間等に係る基準があります。

② 国籍・在留資格等に関する要件

日本国籍の方。日本国籍でない場合は、「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「家族滞在」等であることが要件です。

4 提出書類

電子版 給付奨学金案内 p 26 の「2 必要書類と提出先の確認」及び別紙「給付奨学金申込書類チェック表」で確認してください。

5 申請スケジュール

申込みの流れ		期限
1 大学教学課へ資料を請求する 教学課窓口で申込に必要な関係書類を受け取ってください。		4/25（金）までに
2 「申込資格、選考基準等」に該当するか確認 自身が申込資格や基準を満たしているかどうか、「給付奨学金案内」p 6～13 に沿って、確認してください。収入に関する基準は、「進学資金シミュレーター」で必ず確認してください。		—
3 申請書類を大学へ提出 《提出先：キャンパス教学課》 申込資格、選考基準等の条件を満たしている場合は、提出書類を準備し、教学課窓口へ提出してください。		学内締切 5/1（木） （締切厳守）
4 ユーザーID とパスワードを入手する 申請書類を提出した方に、インターネットによる申込み（入力）に必要なユーザーID とパスワードを交付します。		—
5-① 専用サイト（スカラネット）に入力する 「給付奨学金案内」p 27～30 を参照し、申込み（入力）を行ってください。入力が完了し「送信」ボタンを押した後に画面に表示される受付番号は、マイナンバー提出時に入力する必要があるので必ず控えておいてください。 5-② 専用サイト（マイナンバー）からマイナンバーを提出する 「給付奨学金案内」p 31～35 を参照し、マイナンバーを提出してください。「入力内容確認」画面で「送信」ボタンを押すと、マイナンバー提出等の手続きは完了です。 ※申請書類を提出していても、スカラネットの入力及びマイナンバー提出をしていない場合、申込完了とはならないので注意してください。		学内締切 5/19（月） （締切厳守）
6 「奨学金確認書兼地方税同意書」等の提出 《提出先：日本学生支援機構》 スカラネットの入力及びマイナンバーの提出後、一週間以内に、「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類をととのえ、日本学生支援機構まで郵送してください。		マイナンバー提出後 一週間以内 5/31（土）必着

6 採用の決定

採用可否は7月上旬頃に、メールやポータルでお知らせします。採用書類の交付後に、各自で採用者説明会の動画を視聴してください。

7 前期授業料の納入

この制度へ申込された方は、選考終了後まで授業料の徴収を猶予しますので、5月末の正規の納付期限に納入する必要はありません。選考終了後に、納入が必要な方は8月末までに納入してください。（第Ⅰ区分採用者及び多子世帯支援対象者は納付不要）

8 家計に急変が生じている方

2023年の収入で収入基準が対象外である場合でも、生計維持者の死亡、病気等により半年以上就労が困難な場合、失業、被災により家計が急変した方は、各種制度の「家計急変」での申請ができる場合がありますので、教学課へ相談してください。

9 その他

手続に関して不備があった場合、大学教学課から連絡することがあります。電話又はメールがあった場合は、速やかに折り返しの連絡や教学課窓口に来る等、対応してください。

問い合わせ先 所属キャンパスへ申請・問い合わせをしてください。

地域創生学部	生物資源科学部	保健福祉学部
広島キャンパス教学課学生支援係 TEL：082-251-9720 〒734-8558 広島市南区宇品東一丁目1番71号	庄原キャンパス教学課 TEL：0824-74-1701 〒727-0023 広島県庄原市七塚町5562番地	三原キャンパス教学課 TEL：0848-60-1126 〒723-0053 広島県三原市学園町1番1号